

## 令和4年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年6月27日(月) 午前8時28分～10時45分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外菌健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (6番 木場 由美子 委員 ・ 7番 野元 京子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 報告議案第12号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて

日程第3 議案第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第4 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第5 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(11件)について

日程第6 議案第37号 農用地利用集積計画案(新規1件)について

日程第7 議案第38号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規13件)について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和4年第6回いちき串木野市農業委員会総会を開会いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和4年第6回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず議事に入ります前に、事務局より本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で全員出席で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めさせていただきます。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員につきましては、6番 木場由美子 委員、7番 野元京子 委員にお願いしたいと思います。それでは会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1 ページをお願いします。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件2筆1,783㎡です。現在の契約は令和12年3月までの利用権設定による賃貸借ですが、どちらも山林部分等があり、他の方の農地を通行しないと行き来できない状態で、耕作ができない部分まで賃借料の支払いが生じていたために、耕作が困難であると考えての解約です。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ただ今事務局の説明がありました。山林等が含まれているため、耕作が困難であるということで、合意解約するようです。皆さんの方から何かご質問ございませんか。これは、事務局も現地は見えていないんですかね。

棚町主査 事務局の方では確認はしておりません。

議長 委員の皆さんで、ここの農地については何か情報はありますか。

棚町主査 会長すみません、私の方で把握していることは、山林部分が通行できないということと、地主の方がごみを捨てていらっしやって、借人が処分しても、自分の土地だからと言ってごみを捨てに来られるようで、耕作できずに困っていらっしやって、解約を申し出たそうです。

木場委員 はい。

議長 木場委員、どうぞ。

木場委員 借人の方から相談を受けまして、この筆の間に別な人の土地が入っています。そこも一緒に借りられたらいいんですが、貸人がこちらにいらっしやらないんです。最初に借りた時の地主さんが亡くなったり、近くにいらっしやる子どもさんに地代を持って訪問しても、なかなか会えないそうです。面積的には広いんですけど、荒れている場所もあって。今回は合意解約をされたそうです。

議長 契約期間は、いつからいつまでだったんですか。

棚町主査 開始が令和2年の4月1日から、10年間でした。終期が令和12年3月31日までです。

議長 わりと最近契約をしているんですね。開始の時点で色々わからなかったんですかね。

木場委員

すみません、最初に契約をした時にはお父さんが生きていらっ  
しゃったんです。息子さんの代になって、なかなか連絡が取れなく  
なって。先が長いんですが、地代が反当たり 5,000 円で契約をして、  
その中で耕作できる面積が 1/3 位だということです。耕作できる面積  
の地代について相談したいということだったんですけど、地代を変え  
るにしても一旦合意解約をして、交渉をしないといけないということ  
もあったものですから。

議長

他にご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようですのでお諮りします。日程第1報告議案第11号農  
地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、通知の  
あったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということをございますので、日程第1報告議案第11号  
農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、通知の  
あったとおり受理することと決定いたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断  
の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いいたしま  
す。

松原主査

日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しにつ  
いてであります。2ページをご覧ください。平成28年3月28日開催の農業  
委員会総会で、芹ヶ野〇〇は非農地として判断されましたが、農地法第3条  
第1項の規定による許可申請で、今回No.4の申請が提出されました。また、  
令和2年11月27日開催の農業委員会総会で、非農地として判断されまし  
た芹ヶ野〇〇と芹ヶ野〇〇についても同申請の提出がありましたので、樋ノ  
口委員と前田委員に現地確認をしていただきました。よろしくお願いま  
す。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いいたします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。6月21日午前9時10分から行政書士と前田委員の3人  
で現地を見てきました。田んぼは段々になっています。畔の所に木が植えて  
あり、境だなという風に判断いたしました。それから、上から3枚は、去年払っ  
たような感じで、若い草が生えておりました。下の方は一部払ってありまし

た。入口の方は払っていないですが、家の横の方は手を入れてありまして、一番上の方は畑ですが、ここも段々になっていまして、上の方は果樹を植えてありました。草払いをすればまだ利用できるかと判断しまして、非農地の取り消しは妥当と考えています。

議長                    はい、ありがとうございます。私も一緒に現地を見させてもらったんですが、一見草が伸びている状況なんですが、全然草を刈っていないければこんな状態ではないんじゃないかというくらい低い草が生えていて、定期的に草を刈っているなという感じを持ちましたし、灌木が生えていたんですが、それは段々になっている所の境目の畦に、土砂の崩壊防止みたいな形で植えてあるものかなという状態でした。伐採すれば営農には支障がないと感じました。なぜここを非農地判断したのかと思うような状況の農地でした。非農地判断取り消しは妥当じゃないのかなという印象でした。何か皆さんの方からご質疑ありませんか。

外菌委員                すみません。

議長                    はい、どうぞ。

外菌委員                ○○さんは何歳の方ですか。後継者はいますか。

棚町主査                はい。

議長                    事務局。

棚町主査                70歳の方です。今のところ福岡に住んでいらっしゃるって、後継者はわかりません。

外菌委員                ありがとうございます。

議長                    はい、よろしいですか。後で3条申請のところ、出てきますけど、近くに住んでおられるいとこの方が譲り受けて、耕作をするみたいなんです。家も2軒あるうちの右側の家に住んでおられる方の方です。

樋ノ口委員              そこが一軒だけですね、住んでいらっしゃるの。

議長                    他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、2ページに記載してあります3筆については、非農地判断を取り消して、今後また農地として取り扱うということで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、2ページに掲載してある3筆については、非農地判断を取り消して、今後農地として取り扱うということで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお、今回の申請は5件なのですが、3ページのNo.1につきましては、後程出てきます日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と関連があります。以前も出てきた太陽光発電の営農型の発電施設でございます。関連がありますので、まずそれぞれの議案のNo.1だけを切り離して先に審議したいと思います。そういったことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は5件です。

3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。借人が、貸人の所有する農地の区分地上権設定を行い、営農型発電設備を設置したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。今回の申請は、15ページにあります農地法第5条申請に伴う営農型発電設備の令和4年8月に更新申請のため、3条申請による区分地上権設定です。太陽光パネルは、地上2mから3.2mに設置されます。貸人は、現在もこの設備の下の農地を耕作しておられます。区分地上権設定契約書も添付されています。調査は【正】を木場委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長

はい、それでは現地調査報告の前に15ページの日程第5議案第36

号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。15ページをお開きください。No.1について説明いたします。借人は、令和元年7月25日に営農型太陽光発電施設の許可があり、7月24日で3年間の期限を迎えるため、今後も自然エネルギーとして活用していきたいと、引き続き太陽光発電施設(営農型)を運営したいための申請であります。第2種農地でその他の農地であります。調査員は【正】を木場委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請と、5条申請についての報告をいたします。調査日は6月21日午前10時より、申請人の立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しました。3条申請は、事務局の方からも報告のありましたように、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利の設定に該当するかしらないかという調査でしたので、問題はないと見て参りました。5条申請は、4月の申請で同じ場所の太陽光の下で、原木しいたけの栽培を止めて、ひさかき栽培への変更が承認されましたので、9月までに砂利を取り除いて用土を搬入し、10月までに苗の植付けを行うとのことでした。備考に書いてある書類が添付されています。私達の調査したところ、問題はないと見て参りましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございます。まず、この議案についてだけ分けて審議をしたいと思います。第3条による区分地上権の設定と、5条第1項による許可申請です。前回から協議をしておりまして、先般も事業計画の変更ということで栽培品目のことを皆さんで協議して、承認を得たところでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようでございますので、一括してお諮りします。日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1区分地上権の設定及び日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1営農型太陽光発電施設につきましては、申請のとおり許可

することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1及び日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1については、それぞれ申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、また日程第3に戻ります。日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2から後の4件についてを議題とします。4件について事務局の説明及び現地調査の報告を終えてから質疑に入りたいと思います。それではNo.2について事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人である弟が譲渡人である兄から、所有する農地を受贈したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地の隣は、譲受人の自宅になります。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を超えることとなります。現在も譲受人が申請地を相対で耕作しておられます。調査は【正】を木場委員、【副】を池田委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員

6番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について報告します。6月21日午前9時30分より、代理人の行政書士立会いのもと、池田委員と私で調査を実施しました。位置図は5～6ページを参照してください。取得後の営農計画は家庭菜園で、現在もきゅうり、なす、トマト等、譲受人が栽培されています。労働力は2人、農機具は管理機、草払い機を所有し、申請地の隣が自宅です。私達が調査をしたところ、問題はないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は住所を市外に置



いていますが、今回の申請地の近くに自宅があり、市内に所有する農地を全て耕作しています。調査は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3についての調査報告をいたします。6月22日(水)午前8時40分から、現地で譲受人本人立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しました。位置図は資料7ページ、8ページをご参照ください。申請地は農用地区域外農地です。(スクリーンを指して)この写真を見ますと、手前の方の北側の住宅は、自分が所有する住宅で、西側と南側は宅地、東側は宅地と、譲渡人と譲受人が所有する進入路になっており、住宅に囲まれた農地です。譲受人は現在の経営状況は構成員2人で、畑29.73a、年間販売60万円の収入を得る経営をしています。譲受人は譲渡人から買い受けて畑に開墾し、季節の野菜やかぼちゃ、里芋、キャベツ、ブロッコリー等の作付けをして、無人販売所で販売する計画とのことです。農作業機械はトラクター、耕耘機、管理機、草払い機、噴霧器等、耕作に必要な農機具を所有されているとのことです。通作距離につきましては、説明のありましたとおり住所は鹿児島市でございますが、自宅から約200m、5分の距離にあります。労働意欲、作業機械ともあり、持続した耕作がされ、何ら問題はないと判断いたしました。当該農地は、周囲を住宅に囲まれており、畑以外の用途に利用されることのないよう提言し、今後耕作管理状況を見守る必要があると思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

9ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人がいとこである譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅は、地図の〇〇と〇〇の宅地にあります。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を超えることになります。この申請地は、先程2ページの日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご審議いただきました農地です。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長                                 それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員                       3番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.4について、現地実態調査報告をいたします。6月21日午前9時10分から、行政書士と前田委員の3人で調査をいたしました。場所は資料の9ページ、10ページをご覧ください。いとこ同士の農地の売買です。農地区分は農用区域外農地です。草が生い茂っている状況です。現地は田と畑が小さく段々になっているため、少しずつ耕作して利用していくとのことです。周辺には譲受人宅しかなく、周囲に対する被害等を及ぼすことはないと考えます。労働力は1人です。取得後は畑にサワーポメロ等果樹、柑橘類の苗木30本程を植えます。収穫した作物は、自家消費または親戚に配ります。農機具は草払い機、管理機、防除機等所有されております。周囲には家は無く、両サイドは田んぼであります。私どもの調査ではすぐに全部の田畑を耕作するのは無理かを見て参りましたが、今後も見守っていく必要があると考えます。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長                                 ありがとうございます。それではNo.5について事務局の説明をお願いします。

棚町主査                           11ページをご覧ください。No.5についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられる農地所有適格法人です。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長                                 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員                           10番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請のNo.5について、現地実態調査報告をいたします。6月22日午前9時30分より、代理人と譲受人、野元委員と私が調査を実施いたしました。申請地の位置図は11、12ページになります。農用区域外農地です。今回の申請は、2,500頭の肥育牛用の牧草地の一部にする計画です。グループ会社が所有する農業機械で開墾する予定です。既に隣接する〇〇は、5月から重機で開墾中です。構成員は18人です。申請地の通作距離は、自宅から5分程度です。3月の隣接地の許可と同様に、特に問題はないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。以上4件について事務局の説明及び現地調査の報告がありました。1件ずつ検討していきたいと思えます。まず5ページ、6ページのNo.2について、何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次に7ページ、8ページの、No.3について何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいでしょうか。周辺が宅地で、住宅が建っているということで、この人は野菜の生産において、農薬なんかの使用は特にされないんでしょうかね。

蓑手委員

農薬の使用状況については、確認をしていないところなのですが、写真で黄色くなっている所は、今までセイタカアワダチソウが立っていて、草刈りをして除草剤を撒いて枯らしているという格好で、現状のままトラクターで耕耘して畑になる状態ではなくて、表土を入れなければいけないのかなということを感じているところであります。当人は無人販売所を市役所の近くに持っておりますので、農薬で管理をしていかれるのかなと推測はしているところでございます。当人の意向について、確認はしてございません。

議長

ありがとうございます。他にご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございます。9ページ、10ページのNo.4について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんか。11ページ、12ページのNo.5について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようでございます。一括してお諮りします。日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請、No.2からNo.5の4件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2からNo.5の4件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。

続きまして、日程第4議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。13ページをお開きください。今後の自然エネルギーとして太陽光発電を活用していきたいと思ったための申請であります。隣接地〇〇宅地(仮換地〇〇)、〇〇宅地(仮換地〇〇)、〇〇宅地(仮換地〇〇)、〇〇山林(仮換地〇〇)、〇〇山林(仮換地〇〇)計919.23㎡を換地後671㎡と一体利用になり、合計974㎡であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地の第1種住居地域内にある農地となっております。調査委員は、【正】を久木山委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。農地法第4条第1項の規定による許可申請のNo.1について、6月20日(月)午前8時30分から行政書士立会いのもと、川畑委員と3名で申請地の確認をいたしました。申請地については、13~14ページを参照してください。今回の申請は、自然エネルギーを活用する太陽光発電の申請であり、麓土地区画整理事業の一角で、農地区分は第3種農地の第1種住居地域であります。申請地については区画整理で山林、田、畑、宅地を一体利用して活用するものですが、農地法の許可が必要であることを知らずに工事を開始したために、始末書と工事の中断をお願いしてあります。パネル数は220枚です。造成計画は現状のままで、被害防除は防護柵を設けて、雨水排水は自然流下です。付近の状況は東側宅地、西側宅地、南側道路、北側道路であり、農地に被害を及ぼす恐れはないと思います。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明及び現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ありませんでしょうか。私の方から質問してよろしいでしょうか。一体利用地の宅地とか山林と

か、今回購入するのではなくて元々自分の土地なんですか。

久木山委員            そうです、申請人の所有する土地です。

議長                    今回の申請地を含めて、周辺も全部自分の土地だそうでございます。

久木山委員            (スクリーンを指して) 画面の向こうに2階建てのアパートが見えますが、それも申請人が所有しています。

議長                    他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    特になさいますのでお諮りします。日程第4議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長                    異議なしということでございますので、日程第4議案第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することと決定いたしました。

続きまして、日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。先程No.1については審議をしましたので、No.2から以降今回の申請は10件でございますので、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査            日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請残りの10件についてであります。17ページをお開きください。No.2について説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員            4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について現地調査報告をいたします。6月20日(月)午前9時より、行政書士、久木

山委員と私で調査を行いました。場所等につきましては、資料の 17 ページ、18 ページを参照してください。譲受人は現在借家住まいで、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。麓土地区画整理事業地域内にある農地で、第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。造成計画は現状のままで、宅地周辺に土留めブロックを積む計画です。用水は公共上水道、雨水排水は北側道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後北側道路側溝へ排水する計画です。資金は銀行融資で、許可後速やかに着工したいとのことです。申請地周囲の状況は、東側と西側は雑種地、南側は宅地、北側は道路です。農地は周辺にはありません。被害防除計画書及び被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知書が提出されております。私どもの調査では、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3について説明いたします。19 ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について現地調査報告をいたします。場所等につきましては、資料の 19 ページ、20 ページを参照してください。6月 20 日(月)午前8時 40 分より、行政書士、久木山委員と私で調査をいたしました。事務局の説明もありましたが、譲受人は現在借家住まいで、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。麓土地区画整理事業地域内にある農地で、第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地です。造成計画は現状のままで、周囲に土留め擁壁を施工し、土砂流出を防ぎます。用水は公共上水道、雨水は東側道路側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後東側道路側溝へ排水する計画です。資金は銀行融資で、許可後速やかに着工することでした。申請地周囲の状況は、東側道路、西側と南側と北側は宅地です。周囲に農地はありません。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知書が提出されております。私どもの調査では、何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議をよろ

しくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.4について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。21 ページをお開きください。譲受人は現在実家で同居しており、妊娠中のため、申請地及び隣接地の上名〇〇宅地 22.05 m<sup>2</sup>、上名〇〇宅地 62.37 m<sup>2</sup>、上名〇〇宅地 107.26 m<sup>2</sup>仮換地〇〇の 191.68 m<sup>2</sup>が 182 m<sup>2</sup>となり、それを買い受け一体利用し、住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を前田委員にお願いしております。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3番樋ノ口です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.4について、6月21日午前8時50分より、行政書士と前田委員と3人で調査をしてきました。場所は21、22ページをご覧ください。現在は実家で同居しており、妊娠中のため、申請地と隣接地を買い受け、一般住宅を建築したいための申請です。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、仮換地〇〇126 m<sup>2</sup>で、申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。また、隣接する仮換地〇〇182 m<sup>2</sup>と一体利用する計画です。合計308 m<sup>2</sup>になります。用地は現状のまま利用します。建物の高さを7.5m以下に抑えます。用水は公共上水道を利用、雨水は水路へ放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置します。周辺は東は宅地、西と南と北は道路です。許可後早めに着工することです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、仮換地指定通知書が提出されています。私たちの見たところ、何ら問題ないと見てきました。皆様方の審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。次のNo.5について、事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5について説明いたします。23 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいのため、申請地及び隣接地の〇〇（宅地 229.72 m<sup>2</sup>）、〇〇（宅地 87.2 m<sup>2</sup>）と一体利用し、使用貸借にて借り受け、自己の住宅を建築したいための申請であります。なお、面積が514.92 m<sup>2</sup>と500 m<sup>2</sup>を超えているため、地籍超過理由書と一緒に提出されております。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地です。調査委員

は、【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひいたします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員                8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5について、6月22日(水)午前9時35分より、申請代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の23ページ、24ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいのため、申請地を許可後30年間の使用貸借にて借り受け、自己の住宅を建築したいためです。隣接地の〇〇、〇〇と一体利用する総面積は、514.92㎡です。申請地の東側と南側は市道、西側と北側は宅地です。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用し、被害防除策として土留め工事をします。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための策として、建物の高さを5.8mと加減します。境界はブロック積みにして、用水計画は公共上水道、雨水排水は市道側溝へ水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道となっております。資金調達計画は融資で、工事は許可後7月から12月までの予定です。なお、申請地北東側は道路側溝の形状により、車両の進入ができないそうです。そのため、南側しか駐車場を施工することができず、北側に住宅を建設するようにしております。また、北側の畑の宅地として利用しなかった部分を分筆して貸人に残すわけにもいきませんので、貸人からも全筆での転用を求められているとのことでした。そのため、一般的な面積を超過しておりますので考慮していただき、許可をお願いしますとのことで、面積超過理由書が添付されています。他に被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書等が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長                    ありがとうございます。それではNo.6について、事務局の説明をお願いします。

松原主査                No.6について説明いたします。25ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地です。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。



古賀委員

8番、古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.6について、6月22日(水)午前9時20分より、申請代理人の行政書士立会いのもと、葦手委員と調査をいたしましたので報告をいたします。資料の25、26ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。転用目的は、現在借家住まいのため、申請地を買い受けて住宅を建築したいためです。申請地の東側は畑、西側と南側は宅地、北側は市道です。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除策として土留め工事をします。周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための策として、建物の高さを3.3mと加減します。境界はブロック積みにして、用水計画は公共上水道、雨水排水は市道側溝へ水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道となっております。資金調達計画は融資で、工事は許可後8月から令和5年1月までの予定です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それではNo.7について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.7について説明いたします。27ページをお開きください。譲受人は現在隣接地に住宅を建築しており、本申請地の贈与を受けて宅地を拡張し、家庭菜園をしたいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.7について、6月22日(水)午前10時30分より、代理人立会いのもと、野元委員と私が調査をいたしましたので報告をいたします。申請地の位置図は27ページ、28ページを参照してください。転用の目的は、隣接地に住宅を建築しており、申請地の贈与を受けて宅地を拡張し、家庭菜園をしたいためです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。土地取得費は贈与のため無償、外構工事費は自己資金です。申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。被害防除計画は現状のまま利用し、境界にはブロックを積む計画です。事業計画書、被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書が添付されており、工事は7月頃の予定です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。続きまして、No.8 についてですが、農業委員に関する議案でございますので、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員はご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.8 について説明いたします。29 ページをお開きください。まず、申請に変更がありましたので、訂正をお願いします。借人〇〇の下に〇〇を追加してください。持分が 1/2 ずつの申請になります。借人は現在宅地と、一部農地にはみ出した家に住んでいますが、老朽化しているため、同じ位置に農家住宅を再築し、はみ出ている部分①と通路②～⑤を転用したいための申請であります。はみ出ている部分と通路については、始末書が提出されています。また、代替地の検討もしましたが、適当な土地が見つからなかった状況です。第 2 種農地でその他の農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を西委員をお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

西村委員

9 番西村です。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の No. 8 について報告をいたします。6 月 20 日午前 9 時 30 分より、代理人の行政書士と、西委員とで調査をしてきました。場所は 29、30 ページをご覧ください。申請地は第 2 種農地で、その他の農地です。現在の住宅が老朽化しているため、同じ位置に農家住宅を再築し、はみ出ている部分①と通路②～⑤を転用したいための申請であります。〇〇の一部を分筆し、①を住宅の一部に転用します。〇〇、〇〇の一部の②～⑤は農家住宅の通路として既に利用されていますが、住宅建設当時は許可が必要でなく、今回の建て替えに合わせて申請するものです。周囲に耕作中の農地はありません。汚水・生活排水は、浄化槽を設置します。雨水排水は東側の水路へ放流します。北は宅地と畑、東は道路、西は宅地、南は畑です。地積測量図、被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書、始末書が添付されています。許可後すぐ 7 月には着工したいとのことです。何ら問題ないと見てきました。ご審議の程をよろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。私もうっかりしておりました。No. 8

については、〇〇委員の関係がありましたので、退席をしていただきました。それで、このNo.8を切り離して裁決まで持って行きたいと思っております。ただ今事務局の説明及び現地調査の報告がありました。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑がないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.8については、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することで決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

**〇〇委員着席後**

それでは残りのNo.9から事務局の説明をお願いします。

松原主査 No.9について説明いたします。31ページをお開きください。譲受人は自動車修理販売業を営んでおり、事業の拡大に伴い既存の車両展示場が手狭になったため、申請地を取得後〇〇の車両展示場として貸すための申請であります。隣接する既存の施設が6筆で1940.29㎡で、今回1/2以内の920㎡拡張申請であります。第1種農地で、集団性で既存施設の拡張であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を西村委員をお願いしてあります。

よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員 5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.9について、調査報告いたします。6月20日午前9時より、代理人の行政書士立会いのもと、西村委員と私が調査をいたしました。資料の31ページ、32ページをご覧ください。申請地は第1種農地ですが都市計画区域内で、申請にかかる農地と隣接する土地を一体利用したいための申請です。転用理由は譲受人が申請地を取得後、〇〇の車両展示場として貸すためです。付近の状況は北側が水路、東側は田、西側は県道、南側は里道です。被害防除対策として、1.3mの盛り土をし、東の田んぼ側には擁壁を設け、防護柵を設置します。建物はないので、周囲の農地への日照、通風に支障は及びません。雨水は北側の水路へ

放流します。許可後すぐ7月から8月には着工したいとのことです。事業計画書、被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書、土地使用貸借契約書が提出されています。私どもの調査では、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長                    ありがとうございます。それではNo.10 について、事務局の説明をお願ひします。

松原主査                No.10 について説明いたします。33 ページをお開きください。譲受人は申請地を取得後、宅地として造成したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を西委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願ひします。

西村委員                9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.10 について、6月20日午前9時15分より、行政書士立会いのもと、西委員とで調査を実施しましたので報告いたします。資料の33から34ページを参照してください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。譲受人は申請地を取得後、宅地として造成したいためです。土地の状態は現在耕作されておらず、農地としての利用度は低い状態です。工事の着工は令和4年7月からとします。資金は自己資金でまかさないです。周囲の農地への被害防除として、2段から5段のブロック積みを行います。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されています。雨水排水は北側の市道側溝へ自然流下です。付近の状況は、東側は田、西側は畑、南側は畑と田、北側は市道です。何ら問題ないと見てきました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長                    ありがとうございます。それではNo.11 について事務局の説明をお願ひします。

松原主査                No.11 について説明いたします。35 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。麓土地区画整理事業区域内にある農地で、第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地です。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を古賀委員にお願ひしてあります。よろしくお願ひします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願ひします。

蓑手委員

2番蓑手です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.11についての調査報告をいたします。6月22日(水)午前9時から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、古賀委員と私で調査を実施しました。位置図は資料35、36ページを参照してください。申請地は第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地です。転用の目的は、譲受人は現在借家住まいで、申請地を買い受けて自己の住宅を建築するための転用です。付近の状況は、西側と北側と東側は宅地、南側は市道に面しております。周囲は麓土地区画整理事業区域で住宅化しつつあり、農地はなく影響は及ぼしません。目的の確実性は、土地取得、造成、建築費用は融資資金で、融資証明書が添付されています。工事は許可後8月に着工し、12月完了の計画です。宅地造成は現状のままで利用し、境界はブロック積みと土留め工事をして、南側市道から入口を設けます。公共上水道、雨水排水は市道水路へ放流、生活雑排水は合併浄化槽処理をします。被害防除計画書、被害防除誓約書、仮換地指定通知書が添付されています。私どもの調査では何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。以上事務局の説明と現地調査の報告がありました。1件1件質疑応答をしていきたいと思えます。まず、17ページのNo.2について、質疑を行いたいと思えます。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんか。それでは次に19ページのNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の21ページのNo.4について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは次に23ページのNo.5について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次の 25 ページNo.6 について、何かご質疑  
ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それでは次の 27 ページNo.7 について、何かご質疑  
ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんか。それではNo.8 は飛び越して、次の 31 ページNo.9 に  
ついて、何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 議長、よろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 また車両展示場であがってきているんですが、以前は2月にも取り  
消しをしたんですが、今回車を何台止めて、どういう形で使用される  
のかお聞きしたいです。

議長 はい、展示場の車の台数なんかわかりますか。

西委員 はい、駐車場としては2トントラックが 12 台、2トンダンプが 5  
台、クレーンが 5 台展示用にということになっております。

議長 2トントラックが 12 台、2トンダンプが 5 台、クレーン車が 5 台  
ですね。

久木山委員 皆さん、建設業界はリースなんですよ。実際売れるのかな。前の  
市来小学校の近くの展示場はどうなっていますか。

松原主査 あそこは行政書士に確認したところ、展示場ではなく、車の置き場  
ということで申請をしてあり、展示場ではありませんということです。

久木山委員 前の資料を見てみないといけないですね。トラクターを 1 台と、軽  
自動車を 3 台置いてありますよね。

議長 この申請地は 1 種農地ですので、原則許可ができない所なんです

が、不許可の例外ということで、既存施設の拡張という手法がありまして、既存施設の 1/2 以内という規定がありますので、今回は申請地が 920 m<sup>2</sup>です。既存施設の面積はいくらだったんですかね。

松原主査 既存施設は 1940.29 m<sup>2</sup>です。

議長 1940.29 m<sup>2</sup>ということですので、その 1/2 以内の面積であれば、既存施設に付けて拡張するという転用で、面積も 1/2 以内に抑えてあるということで、不許可の例外になるということです。ちょうど面積も半分位に抑えてあるということです。他にご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは他にないようでございます。次の 33 ページNo.10 について、何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 これは〇〇が以前申請を出して取り消した土地でございますが、実際のその時の値段と交渉値段が倍近く上がっているんですけど。それと、〇〇の時は造成費用が大体 70 万円だったと思うんですが、今回は 130 万円位の造成費になっています。25 m<sup>2</sup>の分が〇〇が買う時にはなかった面積なんですけど、どういう形で単価が上がったのかお聞きしたいです。

議長 はい、事務局はわかりますか。

松原主査 単価が上がった経緯については、調べていません。

久木山委員 前の時は 2,941 円位だったんですが、今回は 5,469 円位になっているんですよ。約倍近くになっているんです。どういう関係で倍になったのか。造成費が前の時、〇〇がする時にはブロック積みということで 75 万、今回は 130 万で、65 万程度造成費が上がっているんですよ。〇〇さんは値切られたのか、〇〇さんは業者が違えばこんなに値段が違うのか。

議長 そこらあたりも、事務局はわかりますか。

松原主査 すみません、調べてはありません。

久木山委員 確かに土地を活用されるのはいいですよ。ただ、半年の間にこんなに倍にも上がるのかなと思って。25 m<sup>2</sup>増えるだけなんですけど、造成費も一緒位なんだと思うんですよね。単純に短い期間でもこういう形になるのかなと思ってお聞きしました。

議長 代理人は前回と同じ代理人ですか。

松原主査 はい、一緒です。

議長 それであれば、そこらあたりの経緯を後日確認をしていただいて、報告をしていただければと思います。それと私の方から、宅地造成だけということなんですけど、住宅はいつ頃建てられる予定なんですか。

松原主査 よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

松原主査 9月に住宅を建てる予定とのことなんです。今回の宅地造成については、一般住宅で申請を出すよりも、簡易な申請でいいからという理由で、宅地造成で申請を出したということみたいです。

川畑委員 手続きが簡単なんですよ。

議長 添付資料なんかも少なく済むんですか。住宅の設計図とかは要らないんですか。

久木山委員 そうすれば、簡単に言えば造成しておいて、また売買もできるということですよ。農業委員会の手を離れるわけだから。第三者に売ってもいいということですよ。

川畑委員 そういうことですよ。する可能性はありますよね。

久木山委員 できたら、会長が言われるように、造成と一緒に住宅の建築の申請までしていただいた方が。行政書士がいるわけですから。

議長 そこは性善説で、本人が家を建てられるという前提の基で、ここは理解していただかないと、今日の審議はできないことになりますので。そのようにご理解ください。他にご質疑ございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは35ページNo.11について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございます。それでは一括してお諮りします。日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、No.1はもう先程3条の関係で審議しました。それからNo.8については、〇〇委員が関係するということで、先に裁決をいたしました。残り9件、No.2からNo.11のうちNo.8は除いて9件ですが、いずれも申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第5議案第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請、No.1とNo.8を除く9件については、いずれも申請のとおり許可することによって決定いたしました。ありがとうございます。

次に進みます。日程第6議案第37号農用地利用集積計画書案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 37ページをお願いします。日程第6議案第37号6月分の農用地利用集積計画書案は、1件3筆3,156㎡で、新規の申請です。借人は新規就農者として認定の申請をしており、所有する農地がないため、父親の農地を借り受けて耕作することになりました。よろしくお願いたします。

議長 今回は1件ですが、私が冒頭のあいさつで紹介しました認定新規就農者になる予定の〇〇さんという方で、就農計画の認定申請の関係で、中間管理事業でも良かったんですが、急いで貸し借りの契約をしないといけないということで、基盤強化法の利用権設定に申請があがっております。契約期間は5年ということで、契約満了後は中間管理事業ですということなんですか。

棚町主査 はい、そのように聞いております。

議長 当面5年間の使用貸借ということで、満了後は中間管理事業に乗り換えていくという計画だそうです。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんか。それではお諮りします。日程第6議案第37号農用地利用集積計画書案につきましては、37ページに記載されたとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第37号農用地利用集積計画書案は、37ページ記載の内容で決定をいたしました。

続きまして、日程第7議案第38号農用地利用集積計画書案(一括方式)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

38、39ページをお願いします。日程第7議案第38号6月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、13件25筆16,551㎡です。今回は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する1番、2番、6番を含み、これらは全て新規の契約です。所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。また、貸人の方で( )書きの方は亡くなっていらっしゃる方です。利用権を設定する者の欄は、相続代表者の氏名を記載してあります。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。農地中間管理事業の新規の計画です。1番、2番、6番は基盤強化法の契約が満了したことを機会に今回中間管理事業に乗り換えて、また改めて契約をするということのようです。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方からちょっと質問をさせていただきます。賃借権の設定がされているものについては、大体賃借料というのは田んぼでいくら、畑でいくらか、もしわかれば。

棚町主査

はい、田んぼが10a当たり1万円、畑が5千円と聞いております。

議長

何か他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第38号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、38、39ページ記載のとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第7議案第38号農用地利用集積計画書案(一括方式)につきましては、38、39ページ記載のあったとおりの内容で決定をいたしました。ありがとうございました。

以上で、議事の方は全て終わりました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_  
• \_\_\_\_\_

